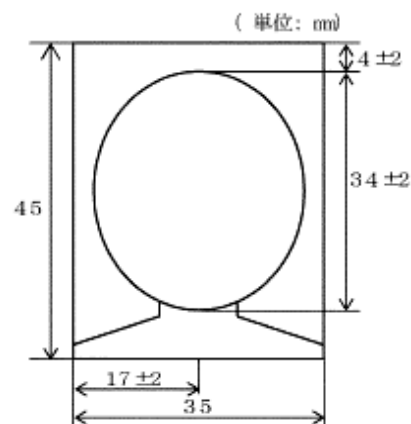




1. 申請者（名義人）本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 提出の日前6か月以内に撮影されたもの
3. 書面手続による場合には縁なしで上記図画面の各寸法を満たすもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）
4. 無帽であるもの（申請者（名義人）の申出により、都道府県知事、外務大臣又は領事官が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）
5. 背景（影を含む。）がないもの
6. 書面手続による場合には、裏面に氏名を記入したもの